

【秋の審査会 第4回目】

平成20年度

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

兵庫県民会館 3階 303会議室

平成20年12月3日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

## 公共事業等審査会 会議録

### 1 開 会

(事務局より、配付資料の確認と本日の予定について説明)

会長

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。先ほど説明ございましたように、この前の11月25日は審査会が成立しませんでした。本日が第4回ということになっています。その分、今日、審議しなければならないものがあります。それ以外に事後評価があったりして、たくさんの案件がございます。なるべく時間内に終わって、きょうで今年度は終わりたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

事務局の方で用意しましたスケジュールに従いまして進めさせていただきます。できましたら、5時まで、4時半ごろには終わりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

前回にご欠席の委員の皆さんに対しまして、資料をお送りしたり書面でご意見をお伺いしたわけですが、どなたからも特にご意見やご質問をいただいたものはございません。もし、ございましたらこれからでも結構でございます。審査のときにでもご質問いただいたらというように考えております。

では、次第の2の(1)前回11月25日に出されました質問の追加説明を、追加資料に従いまして、説明受けたいと思っております。よろしく申し上げます。

### 2 審査・協議等

#### (1) 追加説明

##### 1) 河川事業・ダム事業の追加説明、質疑

事務局

お手元の追加資料の方に、河川 - 1等がございます。前回の審査会の方で河川・ダム事業で特に事業費、及び事業区間の変更についての追加説明ということを求められましたので、まとめてございます。

前回、審査いただきました河川7事業、ダム2事業のうち、河川4事業、ほかダム2事業について、全体の事業期間を前回評価時と比べて、延伸した形で審査を受けてます。

それぞれの個々の理由なんでございますが、一つは河川 - 1 の資料に、1) で共通理由ということで書かしていただいておりますけども、一つ大きな理由といたしまして16年、平成16年の災害以降でございますけども、この災害の再度災害の防止のために、特に河川におけます河川の激甚災害対策特別緊急事業や、床上浸水対策特別緊急事業を新規事業として着手してございまして、これに優先して予算を配分せざるを得なくなっただけという状況にございまして、この影響によりまして通常やっておりました一般の河川改修事業、ダム事業等の予算を圧縮する形になりまして、このことによりまして全体事業期間、工期が延伸せざるを得ないという形になってございます。

お手元の資料の中ほどに、河川の事業費の推移という図を付けてございますけども、平成14年から21年まで整理させていただいております、平成15年を指数で100としまして、事業費をそれぞれ指数表示で整理させていただいております。ピンクで塗ってありますが、先ほど説明しました災害関連ということで、再度災害防止のために取り組んでます事業でございます。

これらの事業は、激特事業、床上浸水事業ともに、おおむね5年で事業を完了するという前提で事業をやってございまして、具体には平成17年から平成22年まで、おおむね6カ年の間で完成さす形で事業を進めてございます。

激特事業で、2河川、床上浸水事業で5河川の事業をやってございまして、全体事業費がおおむね、合計しますと約630億円ぐらいになりまして、そのグラフでピンクで表示してあります事業費、19年20年くらいにいきますと、河川の全体事業費のうちおおむね6割以上そういう再度災害防止の事業に配分せざるを得ないというようなことで、河川事業全体につきまして、この影響で予算的な関係から事業期間を延ばさせていただいたという形でございます。

あと、その他の個別の河川につきましては2) であげてますように、猪名川、一庫大路次川につきましては、特に事業区間の下流で、他事業、まあ河川事業でその実施をしております、下流の整備に合わせて順次上流に上がるというような工程調整によりまして、それに合わせておくれるという状況でございます。

次に2番目の総事業費が前回評価時と比べて増減のありました事業、具体には猪名川から水尾川、夢前川、3河川について前回評価時に作られて事業費の増減で説明させていただきます。

おおまかの増減額はその表のとおりでございますけども、趣旨はあるんです。主な増減理由を挙げさせていただきまして、猪名川については計画しておりました橋梁の架け

替え等が、道路管理者等の協議によって別事業で実施したりということで、河川事業での取りやめというような形、それと合わせて用地補償費の実績精査が変更となって、減となっております。

水尾川につきましては、そこに書いてございますように、詳細設計地質調査等進めていく中で、低水護岸の矢板構造を変更ということで、具体には大型の鋼管矢板から、小さい通常の矢板で済ますことができたということで、そういう調査、詳細設計を進める上での構造変更での減でございます。

夢前川については、増額の形になってございますけども、事業を進めていく中で水利権者等との協議の中で、井堰の形式変更等による増分でございます。

これらにつきまして、河川 - 3以降に評価調査の方に河川 - 3では、猪名川の例でございまして、そういう事業期間の延伸、もしくは総事業費の見直しについて調書の中の社会経済情勢等の変化という中で、赤書きで表示しとるような文書で評価調書の中に修正、加えた形にさせていただきます。

それから、恐れ入りますけど、河川 - 2に戻っていただきまして、生活貯水池建設事業における水道用水の需要という説明を求められてございまして、まず一つ1番目は、与布土ダムの生活貯水でございますけども、ここにつきましては朝来市の水道水源を確保するというのを目的としてやっております、朝来市におきましては平成17年4月に、水道事業認可を取ってございまして、その中で与布土ダムの給水量ベースで1,310m<sup>3</sup>/日を見込んだ認可を取ってございます。位置づけてございます。

下のグラフは、当初認可から変更認可という部分が、与布土ダムを含めた水道事業の今の計画でございまして、その間実績を合わせて表示させていただいてまして、計画4,100m<sup>3</sup>/日、日量に対しまして18年で約3,500m<sup>3</sup>/日の実績があるということでございます。

朝来市におきましては、水源につきましては与布土ダム以外に表流水、浅井戸等を持ってございますけども、先ほど申しました認可変更に合わせて老朽化しております浅井戸を一部廃止するというような計画でやられてございます。

朝来市の水道事業におきましても下の枠囲いで表示させていただいてますけども、旧厚生省の水道事業の補助を受けて実施してございまして、これに伴って水道事業の再評価も市の方で受けておられるということを申してます。

2番目が西紀生活貯水池でございますけども、これ篠山市でございますけども、旧西紀町の簡易水道ということで整備を進めてまして、そのうち西紀ダムから取水量ベース

で1,000m<sup>3</sup>/日、給水量ベースで950m<sup>3</sup>/日を見込んでおりまして、篠山市におきまして平成12年3月に水道事業の認可を、変更を取っておりまして、この中に既存の水源に合わせて西紀ダムを位置づけてございます。その下の表にございますけども、今の変更認可で日量2,000m<sup>3</sup>/日の計画で西紀ダムを950m<sup>3</sup>/日位置づけるということで、実績見ますと平成16年で1,750m<sup>3</sup>/日という状況でございまして、篠山市、西紀の方におきまして既設の浅井戸等の水源については、周辺の既設の井戸への影響等から、この認可変更に合わせて取水を停止するというような計画にさせていただいております。

同じくこの西紀ダムの水道事業についても、水道事業の補助事業として実施してございまして、拡張事業の17年10月に再評価を受けて実施しているところでございます。以上で私の方からの説明を終わらせていただきます。

会長

ありがとうございました。どなたかご質問ございませんでしょうか。特にはございませんか。じゃあ、次に進ませていただきます。

下水道事業お願いします。

## 2) 下水道事業の追加説明、質疑

事務局

全体事業費の変更等につきましては、11月12日の審査会でご説明をさせていただきましたが、調書にその理由を記載しておりませんでしたので、今回下水 - 1 から 6 ページまでに示しているとおり、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化の欄内下部に赤字で施設規模の縮小に伴う総事業費の減額と追記しています。また、目標年次についての記述についても追加しております。以上でございます。

会長

どなたかご質問ございませんでしょうか。特にはございませんか。

じゃあ、下水道事業につきましてもこれで終了させていただきます。

2の(2)の継続事業にかかわる審議案件の審査に入らせていただきます。非常に件数は多ございますけども、時間の方が限られておりますので、ちょっと異常なやり方ではございますが、下水なら下水でまとめてご審査いただき、林道、河川、ダム等につきましても、同じようにまとめてという審査を進めたいと思います。

( 2 ) 継続事業に係る審議案件の審査

1 ) 下水道事業の審査

審議番号11番 下水道事業「猪名川流域下水道」

審議番号12番 下水道事業「武庫川上流流域下水道」

審議番号13番 下水道事業「武庫川下流流域下水道」

審議番号14番 下水道事業「加古川上流流域下水道」

審議番号15番 下水道事業「加古川下流流域下水道」

審議番号16番 下水道事業「揖保川流域下水道」

会長

ただいまご説明ございました、下水道事業に関しまして案件番号11番から16番でございますが、これら6件につきまして調書に記載されております原案は事業継続妥当というところでございますが、どなたかご意見ございませんか。

これは生活事業について、しかも現在動いておりますので、はっきり申しましてこの審査会で、じゃあ中止だということたちまちあふれるものはあふれてくる可能性があります。そういう点では原案どおり事業継続妥当というか、少しでも早く一歩でも進めなければという印象です。積極的な方向になるかと思いますが、どなたかご意見ございませんか。

特にございませんか。

では、原案どおり事業継続妥当ということでよろしゅうございますか。

( 「異議なし」の声あり )

2 ) 農道整備事業の審査

審議番号17番 農業整備事業「南淡路地区」

会長

次に案件番号ですと17番。農道整備事業。南淡路地区でございますが、ご意見ございませんでしょうか。

これも、現在動いていますが、特に下水道のように止められたら困るということはありません。並行して国道も一つ走ってますから、現在そちらと両方で使ってるようでございますが。淡路の人たちに直接、関連のある事業でございます。いろんな農産物を出荷するのに、ぜひ必要な道路だというように、事業継続妥当ということで原案は作成

されております。どなたかご意見ございませんか。この南淡路地区の農道整備につきまして、継続妥当ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

### 3) 林道整備事業の審査

審議番号18番 林道整備事業「須留ヶ峰線」

審議番号19番 林道整備事業「粟鹿山線」

審議番号20番 林道整備事業「池ノ尾線」

審議番号21番 林道整備事業「千町・段ヶ峰線」

審議番号22番 林道整備事業「八木谷・大谷線」

会長

次に案件番号18番から22番。林道整備事業でございます。どなたかご意見ございませんでしょうか。これは、あまりはっきりは書いてないんですが、いわゆる広域基幹林道の一部分を構成してるもので、確かもう何十年もかかっていると思うんですが、何十年というのは30年か40年ぐらいかかっているんだけど、いつになったら北から南へ尾根を通過して車で走れるようになるのか、気になる点でございますけども、林道ですから一般的な車は走らないわけですが、どなたかご意見ございませんか。はい、どうぞ。

委員

前回出席できなかったもので、その間にいろいろと追加資料でご説明をいただいたのだと思いますが、全般的に林業、林野行政担当者の方の中でもご議論いただいていると思うんですが、多面的機能の評価のあり方についてはですね、やはり地方自治体だけで議論は完結するものでもないと思いますので、ぜひとも林野の中央省庁ともですね、その多面的機能をどう評価するのかということについて、そういうことを議論するのはおそらくこの場ではなくて審議会系の場だとは思いますが、そういうところでぜひ議論いただいて、今のままで多面的機能の評価方法がいいのかどうかということについては、関係者の中でもいろいろ意見が別れてると思いますので、特に学術的な結果を参考にさせていただきながら、森林の機能についてちょっと中長期的に議論していただければありがたいなと思います。この審議会で、この場ではそういうことは議論する場ではないとは思いますが。

会長

はい。お聞きのとおり今この会での審議事項ではないけども、林道というのはあちこちでやはり問題をかかえてるもんですから、知事への答申の中でそのことにちょっと一言ふれさせていただいて、十分に今後、しかるべき場で審議するように書かさせていただく、それでよろしゅうございますか。そしたら、そのように計らせていただいで事業としましては継続妥当ということで進めさせていただきます。

(「異議なし」の声あり)

#### 4) 河川事業

- 審議番号23番 河川事業「一級河川淀川水系猪名川」
- 審議番号24番 河川事業「一級河川淀川水系一庫大路次川」
- 審議番号25番 河川事業「二級河川夢前川水系水尾川」
- 審議番号26番 河川事業「二級河川富島川水系富島川」
- 審議番号27番 河川事業「二級河川大津川水系大津川」
- 審議番号28番 河川事業「二級河川夢前川水系夢前川」
- 審議番号29番 河川事業「二級河川法華山谷川水系法華山谷川」

会長

続きまして案件番号23から29までの、数が多いですが河川事業です。これもほんとは一括してまとめてというわけにいかない、特に河川事業はあっちいく川もあればこっちいく川もあるということになると思いますが、どなたか、何番からでも結構でございます。ご意見ございませんでしょうか。

ご承知のように河川事業に関しましては、淀川水系や遠いところでは川辺川ですか、それから関東地方とかもかな、非常にもめております。県下の河川で関係があるのは、今のところないようすし、しかし、その辺も含めましてどなたかご意見ございませんでしょうか。私から申し上げますと、非常に、工事というか事業期間が長引くので、これをもう少しなんとかならないか知事にご相談することではないかもしれませんが、担当部局で考えていただくべきことかもしれませんが、さっさとやっしまえということではございません。例えば1期工事、2期工事というような、区切ってこのような審議にかけていただくとか、何かの方法はないのかなといつも思っております。

それから、もう一つはB / Cがいろいろ定められた基準で出されているんでしょけ



ど、非常に違いすぎるんです。1～10なんぼっていうのものまで広がってくる、これは国の定めた基準で出しておられるんでしょうけど、ちょっと腑に落ちないところがございいます。これ、別に意見書としてあげろということではございませんが、どなたからもご意見が出ませんので口をきらせていただいています。どなたかございませんか。

特にないようでしたら、今、私が申しましたことはひとり言ということで。

はい、ごめんなさい。

#### 事務局

後段のB/Cの件は、ご指摘、また勉強させていただきたいと思います。前段、事業期間が長引くというお話につきましては、これは私ども知事の方からも指摘を受けております。そして、河川の場合どうしても基本的には下流からという考え方をしておるんではございますが、会長のご指摘もございいますように我々が事業を進める上で、事業を少し単位を区切るのかということも工夫する必要はございますが、区切らないまでも、ある一定の治水効果なりが上がるような形で、そういった形での区切りのある治水効果の出る整備を心がけようということで、これは知事からもかなり強く指摘も受けまして、会長からもご指摘を受けたわけでございますので、そういう形で取り組んでまいりたいということをご報告させていただきたいと思います。

#### 会長

ありがとうございます。どうぞ。

#### 委員

先ほど追加資料を出していただきまして、非常によくわかりました。どうもありがとうございました。この中で災害等の関係で、一般の公共事業は大分減ってきてるということで、予算の配分に非常にご苦労されておるのではないかと思います。河川事業はある意味ではもうどこの事業をとりましても全く必要かくべかざる事業になるだろうと思うので、要は今もご議論ありましたけれども、優先的な配分というのか、いかに必要な度合いに応じて事業が行われていくかということが、非常に大切になるわけで、そういうことができるのどうか、B/Cの問題もあるんだろうと思いますけれども、明確な優先順位がつけられるような何か、方策というものをご研究いただければ、ありがたいのではないかなというふうに思います。

#### 会長

優先順位につきましては、非常に言いにくいことで、お前とこ後回し、先に出す方はいいのですが、何かはっきりした基準があればね、言いやすいんですけども。

委員

それも大体一つはB / Cの大きさということにはなるんだと。それが一つの大きい基準になる。地域的な予算配分という問題もあるもんですからね、なかなか苦労するところなんですけれども。

会長

はい。もう一つやっぱりそれぞれの地元での熱意の入れ方というか、非常に熱心に熱意を持って事業をいっておられるか、なんとなく冷たいっていうのはおかしいけども、その辺の問題もあるけど、これやはり一つの尺度の上に乗りませんのでね、ほかにご意見ございませんか。ないようでしたら、いろいろ問題はありますけども、一応過半数につきまして、いずれも事業継続妥当ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

#### 5) ダム事業

審議番号30番 ダム事業「与布土生活貯水池建設事業」

審議番号31番 ダム事業「西紀生活貯水池建設事業」

会長

審議の最後になりますか。ダム事業の30番、31番、これも何かもっと早く話さんのかという気はするんですが、それぞれ事情を聞いてみますと、特に与布土ダムは環境保全の委員もしていますし、もともといたところですから事情もよくわかるんですが、思いがけないようなことが起こったりなんかで、延びてしまったといことがあります。はい、どうぞ。

委員

決してこの二つについて反対ではないんですけれども、私、ダムとか大堰をやった後に、その下流の河川の荒れ方、荒れるというよりも何か中島ができて大きな木が生えとるとか、我々の子供のときの川っていうのは、親水空間として子供が泳いだり、魚を捕ったり、そういうことが当たり前だったですけれども、例えば加古川大堰ができて、これは国の事業ですから県の責任ではありませんけれども、JRで見てたら加古川の河川見たら真中に、今度やっと少し整備したみたいですけど、川の中にあんな大きな木が生えるっていうのは、子供のときはあんまり意識しなかったんですけど、結局ダムとか大堰をした後で河川自体がその親水空間として使われなくなる、木が生えたり、草が生え

たりなんかする。それは、市街地へないしは水田等に水がこないためには非常にいいんですけれども、そういう日常生活の親水空間や河川に親しんでる人にとってのメリットはマイナスになる、そういうのもやっぱりある程度こう評価をしていかないといけないんじゃないのでしょうか、B/Cには全くそういう点入ってませんよね。本当はそういうところも付加して十分考えてやらなければいけないのかなと思ったりしてます。例えばこのダム - 5 のところで、これはあの与布土の16年の水害等によってものすごい荒れた状態ですけど、それからあと戻ってきとると思うんですよね。ある程度ね。そうして普通の状態になってる、これはもともと水が多くないから、あんまり変わらないと思いますけれども、そのあたりをどうぞこれから工夫をしていただいたらいかがかと思います。多分、維持していくためには大分のコストがいりますよね。そのコストを評価、ほんとはしないといけないのかななんて思って、加古川の上をJRで通るたびに昔と違うさまを眺めておるんですけど、どうぞその辺、今後工夫をしていただいたらと思います。多分魚の住み方なんかも大分違ってくるのかなと思います。以上です。反対じゃありません。

会長

はい、どうぞ。

委員

その時欠席しておりますのであんまり詳細を理解しておりませんが、審査結果の原案の4ページ、本来我々が提案するべき分なわけですが、その中で1行目ですね、河川環境の保全等に必要な維持流量の確保という、こういうダムの建設目的の一つにですね、河川環境の保全のための維持流量の確保という考え方は、これは国もそういうふうに言ってるんでしょうかね。ちょっと若干違和感があると言いますか、ダムがない状態が自然状態ですのでですね、環境を保全するためにダムを造ってるというようなそういう言い方にも聞こえますのでね、ちょっと一般の認識とずれてるんじゃないかなという気がするんですが、そのあたりいかがでしょうか。

会長

どうぞ。

事務局

河川環境の保全という言葉が、今、ダム・生活貯水池も含めてダムをやるときに既得用水の確保と合わせて、通常管理してるのは維持流量、正常流量の確保という形で表現させていただいてまして、その観点の中に魚等の生育に必要な水量、低水量というイメ

ージがあるんですけども、それとか景観上、いつも枯れたままではいけないということで、ある程度、水藻が見えるような形が必要な流量という部分を検討して合わせて水量も含めて必要流量を各河川、ダムごとに設定して、それに必要な流量を渇水期にもそういう流量を確保できるようにダムで必要な量を確保すると、それを流水の正常な機能の維持流量、不特定容量という形で、これはダム、生活貯水限らず一応全国一致の方針で整理して確保して事業を進めてです。

委員

ダムを造ったらそういう流量が確保できるということはよくわかるのですが、それがダムを造る目的として据えつけられるというのは、そういう考え方でよろしいんですかということですね。

事務局

わかりました。基本的には治水と水道用水を確保するということが前提にあります。その上で正常流量の確保という目的もあるという感じ。

委員

そうしないと何か維持流量が足りないところはダム造ったらいいみたいな話になりますので、本来の目的という付加価値というか、副産物的な位置付けではないのかなというふうに思いました。はい。

ここ、目的の中へ入ってますので、この書き方、ちょっと何かまずいような気がしましたけど。

事務局

審査結果につきましてまた後ほど朗読さしてもらった上で審査お願いしたいと思えます。

会長

審査結果の意見のところやはり、一言、河川屋さんといつも言いあいになるんですけども。私は今言いましたように、与布土ダムというより、与布土に関係しておりましたのは10数年前なんですけど、その時ぐらいから河川の方もいわゆる親水、水に親しむとか、川岸の利用とかいう話が出てまいりまして、それあそこ、円山川の支流になるわけですが、じゃあどうやって取り上げるかということの会議がございまして、一番、もう強烈に反対されましたのは地元の小学校の校長以下全員でございまして、きょうまで川では遊んだらいかんと言い尽くしてきたのに、なぜ明日から川で遊べというようなことになるのかと。で、もちろん河川の方も来ておられまして、両方ともわかったような顔して

おられましたけども、そのころから河川の方も考えが変わってまいったかと思うんです。今はもう親水というのは当たり前になってるけど、しかしそこにはやはり今もおっしゃいましたが、川というものは利水と治水のためにあるという考え方、先ほど魚の問題が出ましたけど、ここで出てまいります魚っちゅうのは、経済的に価値のある魚の話でして、フナとかコイとかドジョウとかウナギとかいうものであって、オイカワとかなんとかいうのはいわゆるジャコのたぐいで、魚のうちに入らないのが水産の考え方で、だからその辺がこれからどう変わっていくか、10年間でやはりそんだけ変わりましたから、少なくとも小学校の先生で正面から川へ遊びに行くなっちゅうて、どなりつけるような先生はいなくなりましたから、むしろ一クラス連れて行くっちゅうような先生、増えてきましたから、もう10年たったらもっと変わるやると、いうように思っております。

これもひとり言、感想ですけど。

ほかにございませんか。特にないようでしたら、ダムにつきまして両方のダムとも、事業継続妥当ということで進めたいと思います。よろしゅうございませんか。

(「異議なし」の声あり)

### (3) 公共事業等審査会審査結果の協議

これで、一応審査は終わったわけですが、そしたら以上、21件は原案どおり事業継続妥当ということで、これから進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

ところで、これをもちまして知事にお答えしなきゃならんわけでございますが、そういうような関係もございまして、この前のご出席の方にはご了解得ましたけども、非常に僭越ではございますが私と事務局で、答申文というか、答申ではございませんが、お答えの文章の原案、ほんとのたたき台を作らせていただきました。ものすごい詰めた作業を事務局の方でやってくれまして、遅くなりましたが事前にお送りさせていただきました。一応いつものとおり事務局の方で読んでいただいて、ご意見を伺いたいと思います。よろしいですか。はい。じゃ、そしたら事務局の方お願いします。

事務局

そうしましたら、審査結果の案につきまして事務局の方で朗読をさせていただきます。事業単位で区切って、読ましていただきます。まず、前文からお願いします。

(審査結果案朗読)

まず、ここで区切らせていただきます。

会長

以上の前文につきまして、どなたかご意見ございませんか。どういう小さいことでも結構です。「てにをは」のミスでも結構ですし、もっと大きいことであればなお結構です。

特にございませんか。

それでは、ご承認いただいたことにして、次へ進めさせていただきます。個別案件。

事務局

はい。それでは、新規事業の1番、市街地再開発事業。

( 審査結果案朗読 )

会長

はい。新規事業1件でございますから、ここで切らせていただきます。ご意見ございませんか。特にございませんか。はい、どうぞ。

委員

「そのため」のところ、まずは、この市街地再開発事業は計画地域をA B C Dという4地区に区分してやっておるといふ説明文を入れていただいた方がいいんじゃないですか。その中でA D地区が先行し、今回B地区が対象となり、C地区が残っているということですね。この区画A B C Dの4つのパートに分けてやっていると説明していただいた方がわかりやすいんじゃないかな。というふうに思ったんですが、いかがですか。

会長

そうすると、2行目の「このため」の後ろへA B C D、4ブロックに分けて進めてきておるが、A Dは完了、残るB Cについてはというように続けていくと。よろしゅうございますか。はい。

事務局

そしたら、全体計画をイメージできるような記載をさせていただきたいと思います。

会長

ほかに。はい、どうぞ。

委員

ちょっとここ1、2か月の経済状況で実際に、これ20階全部埋まるかどうかというのはね、若干気になりますよね。だから、着工のときはその将来を見通して需給を見通して、規模の調整を図ることも考えられたぐらい入れといたらどうでしょう。我々のところが「ゴー」と言ったからといって売れ残る、いわゆるフロアが出たりなんかするとちょっと困りますので、何か一言入れといたらどうですかね。多分そのままいくんでしようけど。

会長

いかがでしょうか。

事務局

デベロッパーが決まっておりますので、デベロッパーの方が、多分そういったあたり計算して、予想を立てることになるというふうに考えております。

会長

一番怖いのは、そのデベロッパーごと降りちゃう。近鉄ですか、かなりの大手ですので大丈夫とは思いますが、今までの経験から言いますと安心もしてられないです。途中で話が進んでいてポイっておりられちゃうと、大阪市あたりを見てみますとそんなもありますからね。だけど、そうは限りませんし、その点十分気をつけて進めていただきたいと思います。

事務局

そしたら、なお書きでそのあたりのことを少しつけ加えさしていただきたいと思います。

そしたら次に、継続事業の1番、道路事業。

( 審査結果案朗読 )

会長

続けてもう一つ。

事務局

2番、街路事業です。

( 審査結果案朗読 )

会長

はい。じゃ、ここで一遍切ります。道路、街路、ご質問ございますでしょうか。  
特にないようでしたら、ご意見。はい。

委員

ちょっと細かいことですが、文章の「てにをは」だけですが、どちらもそうなんです  
が同じ文章が貼り付けられてますので。2段目のですね、「いずれの道路も」というところ  
ですが、「これらの課題はいまだ解消しておらず」です。これは主語、述語の関係を考  
えると、「これらの課題はいまだ解消されておらず」か、あるいは「これらの課題をい  
まだ解消しておらず」かどちらかになると思いますので。「は」であれば「されて」で、  
「して」であれば「は」は「を」だと思えますね。

事務局

修正させていただきます。

会長

ご指摘の通りでございます。事務局お願いします。  
ほかに、ございませんか。ではまたありましたら。はい。どうぞ。

委員

街路事業の方の下から3行目ですか。「都市軸の形成による都市機能の向上や快適な  
都市空間の形成などが見込まれ」、これこのまま読むと、要するに拡幅すれば快適な都  
市空間の形成というふうに読めるんですけど、これ説明資料を見ましたら、確か電線共  
同溝ですか、何かそんな記載がありましたですか。

その拡幅＝快適な都市空間の形成ということでもいいのかな、という感じが少ししたん  
です。道路が広がって、快適になるのかという感じが一般的にはするんじゃないかと。  
だからもし、これ文言を残すのであれば電線共同溝の整備等っていう、何か入れてお  
いて、限定しておいた方がいいのかなという感じがしました。以上です。

会長

どうでしょうか。

事務局

具体例を示すということでございますね。そしたら、例えば植樹であるとか、緑であ  
るとかですね、そういう植栽であるとか、そういうことも含めてもいいわけですね。具  
体例を入れさせていただきたいと思います。



会長

はい、ほかにございませんか。では、次お願いします。

事務局

はい。3番、連続立体交差事業と4番、公園事業。

(審査結果案朗読)

会長

ありがとうございます。どなたか、ご質問ございませんでしょうか。

北淡路地区で一番利用者が多いのは、「あわじ花さじき」だと思うんですね。やはりあそこうまく結びつくかどうかというのは一番決め手になるじゃないか、という気がしています。これはほんとに気がしているだけです。

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

委員

ここでは、何か拠点施設となる施設、展望施設ですか、これはもうできているんです。まだでした。いや、だから、できたらそういう施設はできるだけ早く整備して、部分的利用というか、段階的利用というか、そういう方向性を示す文言を入れておいた方がいい、全体的な早期利用ということにはなかなかならないわけですからね。というふうに思いますけれども。

事務局

展望施設、園路等については整備する予定でございます。それから、段階的な利用とかというような表現にさせていただきます

会長

ほかにございませんか。特にございませんか。ないようでしたら次へ進みたいと思います。

事務局

そしたら、5番、土地区画整理事業と6番、下水道事業。

(審査結果案朗読)

会長

どなたかご質問、ご意見ございませんでしょうか。

まず、土地区画整備事業につきまして、何かございませんか。

じゃ次、下水道事業につきまして、特にございませんか。はい、どうぞ。

委員

下水道事業の中のですね、上から5行目に「合流式下水道の改善」と書いてあるんですが、これは処理場における合流式下水道の処理の改善と読むのか、市町村が合流式と分流式を進めるということの中での改善というふうを読むのか、ちょっとあいまいで、これはどちらの方を考えたらよろしいんでしょうか。

事務局

はい。これは両方とも含んでおります。市町が実施する部分と、流域下水道として県が実施する場合も処理場の部分と、中継ポンプ場の部分があります。

委員

それじゃあちょっと、両方並べて括弧書きで書くとか、そうしておいた方がわかりやすいと思います。それと、もう一つは、なお書き以下のところに入るのか、やはり関係の市町村と何か協調するというのか、事業進捗を見ながらやるというのか、そういう言葉は入れておいた方がいいんじゃないでしょうか。

事務局

はい。わかりました。

会長

前から気になってるんですが、何かこういう書き方すると、合流式が悪くて、分流式がいいんだというような。

委員

一応、今、分流式の方が進んでいることになります。

会長

やはり合流式の方、特に神戸なんかの場合ですね、六甲が急ですから急な面に対して対応するためにも、合流式の方がかえっていいというような話も聞きましたけど、どうでございましょうか。

事務局

今となりましては、やはり分流式でやるのがいいということでございます。ただ、事業の開始当初は、効果を早期に発現していかないといけないなど、いろんな事情がござ

いまして、合流式で出発しました。ところが今現在その合流式の弊害といいますか、雨天時に未処理のまま汚水が出ていくということがございまして、それを改修していこうということでございます。

会長

ほかにございませんか。特にないようでしたら、このままで進めたいと思います。よろしゅうございますか。はい、じゃあ次お願いします。

事務局

そしたら、7番、農道整備事業と8番、林道整備事業。一緒に読ましていただきます。

( 審査結果案朗読 )

会長

はい。ほかに、ご意見ございませんか。

委員

最後2行目の「木材需要」というのは、やっぱり県産材と書いておかないといけないのでは、「木材需要、特に県産木材事業への関心」というふうに。

事務局

はい。そういうふうに改めます。木材、国全般というよりも県産が中心です。

会長

よろしいですか。ほかに、ご意見ございませんでしょうか。特にございませんか。じゃ、時間の関係もありますので、次に進みたいと思います。

事務局

そしたら、9番、河川事業と10番のダム事業、一緒に読ましていただきます。

( 審査結果案朗読 )

会長

ありがとうございました。どなたか、ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

委員

前回の会議、審査会のときに少し申し上げたことです。そして、先ほど会長から出されて、他の委員さんからもご意見が出た問題なんですけれども、ともかく河川事業って

というのは、ほんとに期間が長くてその事業費が非常にかかる。こういう中でその優先順位の問題も出ましたし、工事をしてもそのB/Cの率が低い、必要性があるかどうかというようなご意見が出て、私もそういうことを考えてたのですが、河川事業の審査結果としての文言としてはこれでいいと思いますけれども、例えばその必要性なり優先順位を考える場合に、まず、河川事業をしなくても、少々川の水があふれたとしても被害が出ないような地域計画というのが、県、市町にあっていいのではないかと思うんですね。

私、前回の時に少し通ったことがありますので猪名川の話をしましたけれども、少々その河川工事をしても、また水があふれてきて事故が起こる、災害が起こるといふようなことが見え見えのようなところに大きなお金をかけて工事をするという、何か理不尽さも感じないことはないんですね。そういう意味でこの河川工事についてはやはりその事業の土地整備計画が何か、そういうものと互いに平行して考えながら、河川工事、河川事業に取り組むといふようなことをなお書きにでもして、書いていただけたらと思います。おそらく、これをして効果のないような浸水被害といふのが出るような街づくりをしていたら、これはやはりむだなことになってしまうということです。

会長

はい、おっしゃるとおりのところあると思うんですが、非常にこれ、書きにくい。

委員

そうですか。そういうことで、書かれていなとは思っていたのですが。

会長

今回上がってきておりませんけが、武庫川の例えばリバーサイドタウンですか、リバーサイド住宅、あれもまた完全に無駄、金をかけるだけ無駄だと思うんですけど、住んでる人にとっては唯一の大事の家ですからね。ここは流れてもよろしいというような、ちっとでもとられるような書き方、ちょっと分かりにくい。何かいい言葉ございませんでしょうか。これ、まあ河川だけじゃない話ですが、全体のことかもしれないです。むしろ前文へもって行って、どこのことをいっているのか、わからないような書き方はできるかもしれませんが。

ほかにご意見ございませんか。はい、どうぞ。

委員

ちょっと「高潮護岸」という言葉があるんですが、これはよく使われるんですかね。私ら高潮堤防とはよく聞くんですが、高潮護岸も普通に使われるんであればそれで結構ですが。それとですね、その行の「部分的、段階的に整備効果が発揮できるよう」とあ

りますが、全体的一気に整備効果が本来は発揮してほしいところが、すぐにできないから部分的、段階的にという言い回しになってるのだと思いますので、部分的、段階的に「でも」と入れないと、何か部分的、段階的整備を目指しているような言い方になってるかと思います。それと、「当面、今後10年間」とこ、当面と今後10年間と、二つ時間用語が出ておりますが、当面の方が10年より短いのか、長いのか、ちょっとその辺がわからなくてですね、当面という言葉をもうちょっと後ろにきた方がいいのかなというふうに思いましたんですがよろしいでしょうか。それと、ダムにつきましては先ほどいろいろ言いましたけども、1行目の「河川環境の保全等に必要な維持流量の確保」というものをこれ目的の中に入ってるので、これはちょっと場所を変えた方がいいのではないかなと思いました。以上です。

事務局

高潮護岸です。下に堤防と護岸という形も、両方使うような言葉もございまして、言葉としてはあります。使用しています。

委員

「維持流量の確保」これは、目的というよりはダムの管理の問題になるんでしょうか。ダムを造ったときに、下流の河川の日常流量をどの程度維持していくのかということが最近言われてますからね。

会長

むしろ逆の、渇水のとくにね。

委員

そうそうそう。でも、渇水ときはそういうことはできないでしょうけどね。ふだんの維持管理。

会長

そのときに維持流量が確保できてない。

委員

そのこと、重要なことは重要なんですよね。

会長

はい。

事務局

委員がおっしゃられた形で維持流量というのは当然ダムができたときに、新規利水を確保する上でベースとなる部分として確保を図ると、当然渇水流量のときにはそれも維

持流量を確保してさらに水道用水なりも、既得水量含めてとれるということですので、ある意味では管理運用の面の話でございます。必要な容量は確保してございますけども、運用、表現は、両委員の方からご指摘あった形でちょっと整理させていただきます。

会長

この前のご指摘ありました、「部分的、段階的にでも」という、これはご指摘のとおりだと思いますので。ほかにございませんか。特にございませんようでしたら、以上の点を早急に事務局に直していただいて、その間ちょっと休憩をとりたいということにしたいと思います。

( 休 憩 )

会長

再開します。よろしいですか。

以上をもちまして、審査そのものとそれに関しての知事への答えの文書を検討させていただきました。文章につきましてはまた、いずれ事務局の方でもう一度手を加えまして、きょうご欠席の委員を含めまして、お送りさせていただきます、確認の上、完成としたいと思います。

あと、事後評価の方、問題が残っております。とりあえず、事後評価についての文書をお読みいただけますか。

事務局

そしたら、事後評価について朗読させていただきます。

事後評価の報告について(1)道路事業。

( 事後評価朗読 )

会長

ありがとうございます。どなたかご意見ございませんか。前文と、4項目あります一つですが。私からちょっと意見言わせていただきますが、前文の中ですなやはり、今度初めてなので根拠としている要項なり、運用規程なり、しかるべきものをちょっとやはり文章の中に入れておくのが普通じゃないかと思うんです。これをこの前文に入れるのか、全体の中に入れるのかちょっと私もわかりかねますけど。とりあえず事後評価は、

こういうものに基づいてやるんだというのが必要だと思いますし、題見ても同じことなんですけど、4つを選んだということなんですけど、それは勝手に選んだのではなくて勝手におっしゃるようになったという。私に言わせれば、何かしかしどう見てもええ子ばかり集めてるんじゃないかという気がするんですけど、もっとやっぱり悪い子もいるんじゃない、ずっと学校でできる悪い子が多分、私が言うんですからあれですけども、そうじゃなくてこの4つを選んだのはテストケースとして選んだとか、あるいはこういう立場から選んだというのを、ちょっとやはり2行ほど、両方とも1、2行ずつ入れる必要あるんじゃないかという気がいたします。ほかに。はい、いいですか。

事務局

すいません、会長、おっしゃるとおり、まあ考え方なりですね、そこらについてはこの中に入れさせていただきたいと思います。

会長

それをここへ入れる方がいいですか。それとも、全体の前文へ入れる方がいいですか。

委員

規定は前文に入れたらどうですかね。事後評価は規定に基づいて行うというのであれば。評価対象事業の選び方はこの「事後評価の報告について」の後に入れたらいいんじゃないでしょうか。

会長

はい。じゃそしたらここへ入れさせていただきます。ほかに、ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

委員

2点あるんですけど、事後評価の前文の3行目「事業中段階から」というのが、ものすごく日本語としてわかりにくいんですね。だから、事業着手後からとかそういう形にさせていただいたら、事業中も長い期間ありますのでどの時点でもいいのかということでも、ちょっとひっかかりますし、日本語としても読みにくいなと思います。事業着手後からとか、事業着手段階からとか、いう表現の方がわかりやすいなということが1点です。

それから、道路事業の事後評価の中で、最後から4行目ですか、「今後の事業計画においても地元市町 云々」というのは、これはもう必ずやらなければいけないことで、これがあつたからうまくいったから、特に今後も重要なんだよということ、わざわざ強調したいためにいうのかということですね。これはむしろ道路事業やるときは、もう地域全体の将来像見据えて計画練って作るわけですから、いわでもがな、という気がする

るんですがいかがでしょうか。

事務局

地域道路室長の中村です。おっしゃるように、ご指摘のようにですね、確かに道路というのはその周辺の土地利用とか、そういうものをより高めるために整備してる、あるいは交通機能を整備するという面があるわけでございます。おっしゃるように、その周辺の計画に合致してることは、これはご指摘のように当然のことでございます。で、ここであえてこれを入れさせていただきましたのは、一つはこの県道周世尾崎線というのは、周辺に新しい市街地づくりという一つの特徴的なものがあつたと、大きな土地区画整理事業があつたと、それからもう一つは、この今回周世尾崎線という道路をそれぞれ市と県が役割分担しながら、そのある一定区間を、お互いに分担しながら造つたという、ちょっとほかのところにはない特殊な特徴がございます。で、そのためにあえてここでこれを強調させていただいたという面がありますので、そういうこの文章をここに入れたわけでございます。

委員

はい、わかりました。僕が言いたかったのは、これ道路事業の代表として出してきたんですから、これ道路事業全体に対する事後評価みたいに受け取られちゃうんですね。ですが、これはそういう意味の特殊な事業なんだということが逆にわからないですね。

事務局

多分、説明がちょっと足りなかったかもしれませんが、ここの、その段落の一番最初のところに市街地部、特に市街地部ですね、あるいは新しい今後市街地が形成されていくところ、というこの道路のアクセス機能でございますとか、周辺の土地利用でございますとか、そういうものがやはり道路整備の上で大きなその着眼点というか、あるいは評価すべき点と、そういうふうに考えておりました。それで、そういうふうにかかしていただいたわけでございますが、ちょっとご指摘も踏まえまして、もう少しわかりやすいような文言に修正させていただきたいというふうに考えております。

委員

はい、お願いします。

会長

ほかにございませんか。

委員

そうするより今のお話も含めてですね、さっきここの、どうしてこの事業を選択した



かという選択理由のところですね、一般論を言ってるんじゃないよと、それぞれ道路なら道路の整備をするについて、その事業が発揮する機能の中で典型的な特性を持つ事業を選んでいくということを、全般的に書いておけばいいんじゃないかなと思います。

会長

前文の方へ、そしたら持っていくということで、はい。

次に、港湾事業。

事務局

(2) 港湾事業

(事後評価朗読)

会長

港湾事業につきまして、特にここでは尼崎西宮芦屋港の事業につきまして、ご意見ございますか。

委員

よろしいでしょうか。これも何か理由が必要と思うんですけど、「フェニックス事業用地の企業誘致が成功した」と書いてあるんですけど、じゃあフェニックス用地でなかったら成功しなかったのか、そうではないんですよ。たまたまフェニックス用地が空いているからそこへの企業が進出してきたんであって、フェニックスとは何の関係があるのかという意味での事業評価になってますかね。

事務局

港湾課でございます。このたびの整備箇所がフェニックスの事業用地の一部ということで、その一環として進めてるという面がございます。そういった中で、このような貨物が取り扱われることになることによりまして、フェニックス事業用地はまだ完成はしておりませんが、いろいろな引き合いとかそういったお話がございます。そういうことで、フェニックスの今後の分譲に向けたPR効果があったというようにとらえているところです。

委員

あまり納得できないんですけど、フェニックス事業用地だったということが、どういう役割を果たしたんですかね。

## 事務局

フェニックス用地のところで整備を進めていたということで、湾岸線の開通等アクセスの向上が図られた結果もあり、このような結果となってるわけですが、たまたまフェニックス事業用地のところでその一環として進めている事業であったということでございます。

## 委員

おっしゃりたいことはわかってるんですけど、じゃ今後のフェニックス用地は兵庫県さんがおやりになった手法を使えばうまくいきますよと、いうことを我々が保障することになっちゃうんですよね。だけど、そんなこと嘘でしょと。これはそういう意味での事業評価にならないんじゃないかなと思うんですけど。

## 事務局

直接的な効果ということではなくて、間接的な効果があるということでございます。

## 委員

申し上げますとね、あえてフェニックス事業用地と書く必要がございますか。この岸壁整備の効果があったということだけでいいんじゃないですかね。

## 事務局

わかりました。フェニックス事業用地というのはたまたまのことでございますので、ちょっと見直しをさせていただきたいと思います。

## 委員

それはちょっと違うんじゃないですか。現在、フェニックス用地には企業が張り付いてきてるんですか。

## 事務局

まだですね。これからです。

## 委員

これから、張り付いてくるわけでしょ。だから、フェニックス用地はやっぱり企業を誘致してきて初めて、フェニックス事業が成り立つわけですよ。だからそういうフェニックス事業の近くにね、岸壁をおくというのが非常に有効であるということのをこれから証明していかないといけない。フェニックス事業の中の岸壁等の港湾施設とは有機的な一体感をもってこれからやっていく必要があるのではないのか。そういうことでのPRをしていこうとしてるんじゃないですか。

## 事務局

フェニックス事業用地はですね、工業用地と港湾関連用地等からなっております、港湾関連用地につきましては港湾を利用する、岸壁等を利用する、そういった企業の誘致に向けて今後進めていくということでございまして、そういう面ではこの岸壁ができたことによって、そのフェニックスの事業用地の中でも港湾関連用地への企業の誘致についての間接的ではありますが効果はあったということは、確かに言えると思うんですが。

## 委員

PR効果があったと書くからいけない。PR効果はこれから発揮するのではないか。この文章からいえば、港湾ができたから、フェニックス用地にもものすごい企業が張り付いてきたという感じになりますね。これから港湾というものを前面に押し出して、企業を誘致するために非常に有用になるだろうということじゃないんですか。これは、そういう意味ではないんですか。

## 事務局

既に、いろんな引き合い等がございまして、その様な主旨で書かせていただいたんですが。

## 委員

だから、そういうことでフェニックス用地に企業を誘致するため、この港湾との関係というのは非常に重要じゃないんですか。

フェニックス用地のところに港湾があるということが。

## 事務局

フェニックス事業用地のような大規模な分譲用地は現在、他にはございませんが、フェニックス用地以外であっても、そのような分譲地があってそこに岸壁を整備することによる効果というのは、それは一般的にいえるということではないかというふうには思います。

## 委員

だけど、ここでのフェニックス事業というのは、この事業によって造成された土地を企業等に売却することを前提として行われており、そこで設置されている港湾は、立地企業等に有用となり、港湾施設整備はフェニックス事業と深く関わっているのではないですか。

事務局

この事業に関してみれば確かにそういう場所ですので、たまたまですはありますが、そのフェニックス事業用地への今後の企業誘致に向けてのPRという面で効果はあると考えています。

委員

そういう意味でこの港湾は、むしろ港湾をそのフェニックス用地への企業誘致に、活用していかなければ、という感じですね。

事務局

そうでございます。

委員

ということだと思います。

会長

港湾の立場からいえば、そういうことになるだと思っんですが。だから、ちょっと前後、逆にしたような、はい。

委員

ちょっと文章を考えなきゃいけませんね。

会長

はい。文章を考えていただいて、たまたまフェニックス用地というのがあったというように感じになるようにしていただいて、ほんとの話は。

委員

両方合わせて考えてるはずなんですよ。

会長

はい。

委員

フェニックス用地を造ったとき、前に岸壁においてインターアイランドとして、そういう企業を誘致しようと。その企業のための岸壁にもなるだろうと。そういう感覚でやってるはずなんですよ。

会長

だから、結局土地代が安くなったと、フェニックスとして。これ使わずに港湾だけやったらものすごい値段になってしまう。

委員

だから造成地を企業に売却していかなければ、それは財源になってこないですからね。

会長

逆の立場でいえばゴミの焼却場をどこにもってくかちゅうのは、どっかもってかなきゃいかん。

委員

そうそう。それは重要ですからね。

会長

二つがうまいことこう、手つないでという話やけど、ここではやはり港湾の事業ですから、あくまでも港湾を軸にさせていただいて。ちょっとそこ手入れていただいたら、全部書き直せということじゃございませんが。

ほかにございませんか。はい。

委員

そういうことでいえばね、「岸壁での貨物量は計画を上回った」と書いてありますね。これはどうして上回ったんですか。

事務局

これはですね、前回の事後評価の調書の中にも書かしていただいておりますが、もともと尼崎地区の物流の効率化ということで、閘門の中にあるような、砂、砂利などを扱っているような公共ふ頭を集約化して、効率化を図るということと、主に砂、砂利の扱いを想定してももとは計画しておったわけですが、社会経済情勢等の変化を受けてですね、一般貨物を扱うような形に柔軟に対応したということでございます。

委員

そうすると、後に書いてあることをですね、まず前に書いてそれで文章を整理した方が、わかりやすくなるんじゃないかなと思うんだけども。

この貨物量どうこうというのは、そういうことで変更した結果というか、社会情勢によってその積み出しの貨物が変わってきたわけですね。そういうことで計画量を上回ったわけでしょ。

事務局

そうです。

委員

だから一つは計画量を上回ったということと、それからそういう社会情勢を見通して

いく難しさというものの二つあるわけですね。そういうふうこれを評価して書いた方がわかりやすいと思いますね。

事務局

ちょっと書き方を検討させていただきます。

会長

事後評価ですから、今後の港湾事業にこういうことを気をつけるのはいいだろうという立場で、お書きいただいたらいいと思うんですが。だから、文章の順序もその辺も考えていただいて、これを前へもってくるわ、いうようにお考えいただきたいと思います。

次、よろしゅうございますか。3番の公園事業へ移らせていただきます。

事務局

(3) 公園事業

(事後評価朗読)

会長

はい。先ほどありました、あわじ石の寝屋緑地を頭においていただいても結構ですが、もっと理想的なものをおいていただいても結構です。何かご意見ございましたら。

委員

今読み上げていただいたのを聞いてますと、前半は非常によかったということが書いてあるんですが、あとの半分は失敗だったと、いうことをいってるような感じがするんですけど、それでいいんですか。

事務局

今、「一方で管理運営面においては」というところの以下の文章のご指摘かと思いますが、実は県立公園も例えばここで言っている他の先進公園というのは、例えば有馬富士公園の管理運営協議会の活動などと比較して、ここは定着に至っていないというふうになってございます。ただ、播磨中央公園も管理運営協議会を設立して活動をやってるところですが、反省をこめてそこまでの定着というか、活動の広がりとか深みっていうところがまだ十分ではないと感じてるため、それを素直にそのまま書かせていただきました。

ただ、その後の「今後の公園整備においては」というのは播磨中央公園だけではな

くて、ほかの公園についてもこういう視点でやっていく必要があると思っております。

会長

よろしゅうございますか。

委員

はい。私は有馬富士公園は知ってますけれど、この公園は知らないんです。もう少しやっぱり、県民あてに大いに宣伝をするということも反省として入れておいていただかないと、この公共事業等審査会に入ってる私ですら、今回出てきて初めて知ったというようなことですので、せっかくの反省をこめてのお話だったらそのあたり、県民への積極的なPRも、これからやらなければいけないというふうに入れといていただいた方がいいんでしょうね。

事務局

はい。わかりました。その辺ちょっと入れさせていただきます。

委員

私も同じところで、他の先進公園ってお書きになってますけども、よろしかったらもう、うまくいってるところの名前は出した方がいいと思いますので、お出しになられたらどうかなと思います。ああ、そうか、あそこのようにやればいいんじゃないかなと思われそうです。ですから、この事後評価として前半後半、後半で特に反省という言い方ですけど、むしろ事後評価によって今後の課題が明らかになったという書き方をなさる方が、前向きかと思うんですね。ただ、反省というよりも結局、事後評価をすることによって、公共事業としての公園事業を行う際の課題が明確になった。ちょっと積極的に踏み込んで、お書きになった方がよいのでは。というのは、もうここで必要があるっていうふうに書かれていますので、必要がある、以上のような課題が明確になったというふうに、ちょっと書き方を工夫されたらどうかなというふうに、具体性を入れた上で、と思いましたので。

事務局

そのように対応させていただきたい。

会長

先進公園とするとおかしいですが、有馬富士公園ですか、あれの名前を上げることはどうでしょうか。やっぱり上げた方がいいです。

委員

ちょっとそういう意味でいったら、ほかもそうですけども、公共事業等審査会という

のはどちらかという行政の文書的に作られますけれども、どういう形で県民の目にふれる機会があるかしれませんので、やはりわかりやすく、なおかつこれを機会によいところはアピールしようという姿勢でやられるとよいと思うんですね。せっかくうまくいったところは、前へ前へ出される方がよいと思いますので、もちろん反省も重要なんですけど、逆にいえばうまくいったところをもっと言っていただかないと、知らないまま終わってしまいます。事後評価を機に、アピールしながらしていただくのも大事なかなと思います。

会長

ありがとうございました。ほかに、はい。

委員

1行目に、1行目の右の端のところに「兵庫県初の」って、これが初の広域公園なんですか。例えば、三田の有馬富士公園、あれは広域公園じゃなくてどういう範疇に入るんですか。

事務局

播磨中央公園は昭和47年度から事業着手しておりまして、そういう意味で事業着手としては、当公園が広域公園として、1番目の公園です。今おっしゃっていただきました有馬富士公園とかも、赤穂海浜公園とかも、いわゆる広域公園で、その後に整備されます。また、明石公園と、甲山森林公園はそれ以前にもう整備されておりましたが、公園種別として確立したのがその後ですから、計画的に、本格的なこういう大きな面積でいろいろな施設内容を備えた公園を県として初めて整備し、事業費の面も含めて大きかったことから、兵庫県初の本格的な広域公園といっている。専門的な言葉なのかもしれませんが、そういう意味でございます。

会長

広域公園とか、何とか公園とか、名前が都市公園の他にいっぱい出てきまして、都市公園とはなんぞや、というとまたなんやらかんやらが出てきまして、よくわからない。自然公園はまた違う法律でやられてますし。はい、どうぞ。

委員

すいません。ちょっとこれを機にお尋ねをさせていただくんですけども、委員からお話があったように、知らない公園があるということで、公園事業かくのごとく県から大規模に行われているんですが、広報についての、反省ということではないですけども、この事後評価的なところで先ほどより知られるようにということですが、



現時点において公園広報に関してはどの程度されてるのでしょうか。ちょっと、私も同じ県内に住んでいながらあんまり存じ上げないている部分があるんですけど。

#### 事務局

少なくとも今の状態でいえば、ホームページであるとかそれからパンフレットとか、いわゆる県の広報関係、それとあとはそれぞれの公園ごとにイベント等を行っており、季節ごとの花だよりや、春でしたら桜の時期に桜まつりなどは各公園ごとでやってございます。

#### 委員

ありがとうございます。すごく素朴なことをちょっと申し上げれば、地域に住む者として、その公園等を認識するのはおそらく学童期の子供たちの行動を通じたですね、で、例えば神戸区域の小中学生がどこに行くかとか、自然学習等でどこに行くかっていうと、判で押ししたように大体行くところ決まっているわけです。水族館であるとか、あるいは六甲山であるとか。逆にそういうところの売り込みなんかはなさっていたのでしょうか。いわゆる学童期、あるいは中、高でももちろんよろしいんですけども。

#### 事務局

今、環境学習の方でいろいろ環境担当の部署でやってるんですけども、そういうところの学習の対象地とか、そういうのを必ず入れております。ですから、どちらかという県立都市公園でくくるということになる、狭くなってしまうのでそういうことに関係なく、遊び場というジャンルであったり、環境学習というジャンルであったり、レクリエーション地であって、というようなところにも必ず入れ込むように常々やってございます。

それから、できるだけ公園ですから、記者発表とかを事あるごとにやるように努めてるところです。

#### 委員

今後、こういう機会があるんでちょっとほかのところではできないので、お願いになっていくわけですけども、やはり存在を知ってもらうためにはだれがどうアクセスするかですけども、いずれの公園もかなりアクセス困難なところが率直に言って多いと思いますので、じゃあそういうところにだれがどうやっていくかって言ったら、圧倒的に学校行事ですね。で、なければ子供は親に連れて行ってもらうしかないわけですので、認知度を高めるには学校行事等で使いやすいような広報、サービス等も少し考えていただけるといいんじゃないかなというふうに思います。もちろんここでご紹介ありました

ように住民の協働と参画があるわけですが、学校関係者へのアピールということもぜひちょっと、ここでは関係ないんですけども課題の中で盛り込んでいただけるといいかなと思います。

すいません。関係ないことですけど。

委員

前回のときに私も初めて知って、そしてやはりこういうものがあるのであれば、もう少し広い地域でみんながわかるように、何か広報活動をしなれば、してほしいということをお願いしたんですけども、この間のお話で今、服部先生、子供たちの問題をおっしゃいましたけども、高齢者の数が増えているというお話がこの間あったんですね。サイクリングロードなんかを、子供たちじゃなくて高齢者の人たちも使っていると。高齢の方たちがどこかに出かけられるような団体はいろんなところで見るわけですが、高齢の方たちへの広報は、例えばテレビ、サンテレビなんかを通してでも、インターネットなんかでアクセスというのももちろんありますけども、マスメディアを利用してということも同時に考えられたらどうかなと思いました。

会長

はい、どうぞ。

委員

広域都市公園とか、広域公園とか、公園にいろいろ種類があるようなんですが、それで余計わかりにくくなっておりまして、で、また後ろに先進公園という言葉もありますね、ところが上の方を見ると、兵庫県初であるというふうに書いて、初なのになんでそれで先行する公園があるのかよくわからないということで、これは先進というのは何ですかね、システムの先進的であるという意味でしょうか。そのあたり内容がわからないので、ちょっとこの言葉を広域都市公園か、広域公園なのか、この事業はどっちなのかと。どっちかに統一していただければと思います。

それから、次のページの1行目の「整備段階から協議会を設置し」とありますが、関係者は何の協議会かわかりなんでしょうけど、この文を読まれた人は多分何の協議会かわからないと思いますので、具体的に書いていただければと思います。

それから、ところどころ何かなくてもいいような言葉がありますので、ちょっと気のついた範囲で申しますと、3行目のですね「各種の公園施設を整備し」とありますが、「公園」はいらなと思うんですね。公園の話なので、施設は公園の施設だと思います。

それから、次の行の「第1期事業の区域が完成したものである」第1期事業は完成し

てないのか、第1期事業の区域、「区域」というのが、ないとだめなんですか。そのあたりちょっとチェックをお願いします。

それから、最後から一つ目の行の「適切な維持修繕に努められたい」とありますが、これも「適切な」は足りないんじゃないかなと、そうすると不適切な維持修繕もあるのかというような感じ、何かこう蛇足のような感じがしてしょうがないので、ちょっとご検討いただければと思います。

会長

はい、どうもありがとうございました。

委員、ご指摘のですね、高齢者に対する配慮が足りないというご意見ですが、この公園に関しましていえば、高齢者だけではないんです。要するにハンディキャップ等のある人に対する配慮が全くないといっていいんじゃないかと思うんですが。だからそういう点では高齢者だけを取り上げるのはおかしいんじゃないかといって、そしたら例えば私のようにこう心臓が悪いとか、足が悪いとか、これどうするかちゅうたらつくり直すわけですね、公園そのものを。15cmの階段なんか上がれませんから、それまでここへ指摘するのかどうか。

それから、施設と公園施設は違いますわね。だから、「公園」を削ったらだめなんですね。

ほかに、ございませんか。はい、どうぞ。

委員

すいません。この細かな言葉使いですけど、6ページ目の1番最初の行ですね、先ほどもふれられました「至っていないことから、計画、整備段階から協議会を設置し、参画と協働を支援する仕組みの確立が必要である」これは、この播磨中央公園のことですよ。

事務局

ええ、そういうことでございます。

委員

そういうことですよ。ていうことは、ここで言わんとするのはその確率が不十分だったということですよ。要するに、そういうことですよ。

事務局

そうです。はい。

委員

いや、その辺がこう読んでもよくわからないんです。その、計画段階からずっときて、確率が必要である、要するに必要だったという、ちょっとそのせっかく評価するんだったら、その辺ははっきり不十分だったという文言で、その文言で適切かどうか別にして、で、その上であとに「今後の公園整備においてはなにになにの必要がある」というのが、よりわかりよいかというふうに思います。

会長

ありがとうございました。文章の問題だけだったはずが、内容まで大分つまこんでられました。今後の、それこそいろんな整備に役に立つだろうという議論だと思います。特に内容などは、まだあると思いますが、時間がないようでございますので4番に移りたいと思います。

事務局

はい。最後、(4)ほ場整備事業。

(事後評価朗読)

会長

ありがとうございました。どなたか、ご意見ございませんか。

委員

作付面積が減ってるということですがけれども、この文章をもし県民が読んだら、そのためにどれだけ無駄な投資をしたことになってるんだらうという、素朴な疑問が出ないでしょうか。ちょっと、せっかくこれだけのほ場整備しながら、作付してない、空地になって、ほったらかしにされてる、それはだれが負担するのかということで、県民ではないのかというふうに発想してくる可能性もあるんで、ちょっと文章を上手にしないと、直接そう聞かれたら実際どのくらいその作付してないものに対して投資してるか教えていただけませんか。

事務局

今のまず実態でございますけども、飼料作物を計画では5.5ha作付けすることにしておりましてけども、酪農家がやめられたということの中でその5.5haがほとんど作付されなくて実態といたしましては、ほかの作物への転換も少しありますので実際には3.6haが、作付されなかったということでございます。で、少し、委員ご指摘の無駄な投資という

ようなことを受け取られないように、少し文面ところに補足をちょっと考えさしていた  
だきたいと、こういうように思います。

会長

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

委員

日本語で、「営農が効率化できる」というのは、ちょっとひっかかったんですが、  
何か営農効率が向上すること確認したとか。これ、ほかの委員の皆さん特に抵抗ないで  
すかね。ちょっとひっかかりました。

会長

ほかにございませんか。特にございませんようでしたら、一応事後評価につきまして  
の、本審査会としてのまとめの文章になるかと思いますが。終わらせていただきます。

これを、もう一回、事務局の方で私と答案しまして、ほかに直すべきところを直して、  
もう一度お送りいたしますので、よろしくをお願いします。はい、どうぞ。

委員

おそらくこういう答申案、答申というのはこういう書きぶりするといいますが、こう  
いう形式でやるんだといわれるならば私、発言撤回いたしますけれど、例えば継続事業  
なんかでもすべてこれらの事業はという形、事業説明から入るとるんですね。これ、お  
そらく井戸知事にこれまで第1次的な答申するわけですから、井戸知事自体はこの継続  
事業とか、事業そのものはご存じだろう。ところがこれは多分情報公開だから、一般県  
民の方々も知らせる必要がある、見る必要がある。だからこういう書きぶりになってる  
んだといわれたらそれまでなんですが、もう少しわかりやすくですね、例えばその事業  
の内容を後ろ添付でね、一覧表にするとかね、要するにもうずばっとこれらの事業は継  
続することに意義があると、というような形で書いた方が答申としてはね、何かこう、ぐ  
だぐだぐだぐだこう事業説明からまあ2、3行列から始まっているんで、いかがなものか  
と思いましたんで、いやそんなことは今までやったことなかったからといわれるならば、  
もう撤回としますけれどね。

ちょっと私はそんな感じがしたものですから、最後にちょっとすいませんが、感想だ  
けを言ったということで、申しわけありません。

会長

ほかにございませんか。

これは知事からの諮問に対する答申ではございません。だから、全然新しいスタイル

で特に事後評価に関しましては、この審査会が作っていくわけですから、文章をおっしゃるとことも参考にしてずばっとやるか、却ってやっぱり作ってみたらわかりにくいのか、その辺またご相談上がるかもしれません。よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

委員

これ、一般にも公開されるんですか。

事務局

公開してます。インターネットでホームページに掲載してます。

会長

はい、どうぞ。

委員

確認ですけども。事後評価の件のこの文案がこう出て、公開する際に調書は添付されるのでしょうか。

事務局

調書も添付します。全部。

委員

調書、それから若干のデータも載るわけですか。調書だけですか。

事務局

この審査会に提示した資料については基本的にはすべて載ります。

委員

わかりました。ということは、もうどの事業かということは詳細を確認しながらこの事後評価の文言が確認できる形になるわけ、ということですね。はい、わかりました。そしたらそれはそれで結構です。

全般的なことをおっしゃられた方があったので一つ、これはもう文章のスタイルですので、こうしてくれということではないんですが、全体に一段落、一文のケースが多いので、それがいいのか悪いのかこれ私どもの大学で、何か文書指導だったらもう短く切るわけですね。一段落一文はけしからんというふうにいけます。もっとシンプルにという形で文章がつながってる方が重みが出るケースもあるんですけど、そのあたりのところ若干ご検討いただかないケースも中にあるかと思います。一段落、一文はちょっと重いのではないかなと思いますので。以上です。

会長

ほかにならないようでしたら、今年度の審査会、これをもちまして終わりたいと思います。

ほか、よろしゅうございますか。じゃ、今後の進め方あるいは諮り方につきまして事務局の方から、ご連絡お願いいたします。

### 3 連絡事項

(事務局より今後の予定等について説明)

### 4 閉会

県土整備部長あいさつ